○　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三　略］ 四　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘等（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。 ［五～二十三　略］ 二十四　特定投資家等向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。 二十五　特定投資家等向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。 二十六　特定投資家等向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定	（定義） 第一条　［同上］ ［一～三　同上］ 四　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。 ［五～二十三　同上］ 二十四　特定投資家向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。 二十五　特定投資家向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。 二十六　特定投資家向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定す

する特定投資家等向け取得勧誘をいう。

［二十七・二十八　略］

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第一条の二　発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第四号に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二　募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第十八条第一項第三号において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

する特定投資家向け取得勧誘をいう。

［二十七・二十八　同上］

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第一条の二　発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二　募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

一の三　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。第十八条第一項第四号において同じ。）の売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該売出し

二　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が五億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が五億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

三　発行価額若しくは売出価額の総額が五億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に掲げる募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集若しくは売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集若しくは売出し

四　法第二十七条において準用する法第十条第一項の規定による届出の効力の停止の処分又は法第二十七条において準用する法第十一条第一項の規定による届出の効力若しくは発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

一の三　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

二　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

三　発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

四　法第二十七条において準用する法第十条第一項の規定による届出の効力の停止の処分又は法第二十七条において準用する法第十一条第一項の規定による届出の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は

五　法第二十七条において準用する法第二十三条の十第三項の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十七条において準用する法第二十三条の十一第一項の規定による発行登録の効力若しくは届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第一条の三の二　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第三号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。

（特定投資家等向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第一条の五　令第二条の十二の三第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の三第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で外国債等に該当するものとする。

（特定投資家等向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

売出し

五　法第二十七条において準用する法第二十三条の十第三項の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十七条において準用する法第二十三条の十一第一項の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第一条の三の二　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第一条の五　令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で外国債等に該当するものとする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第一条の六　令第二条の十二の三第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

［一～三　略］

2　発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の三第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第二条第三項及び第八条の四において同じ。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3　［略］

（届出を要しない特定投資家等向け有価証券の一般投資家向け勧誘）

第一条の七　法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなつた外国債等の所有者（当該外国債等の発行者を除く。）が当該外国債等（同号に該当すること

第一条の六　令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

［一～三　同上］

2　発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第二条第三項及び第八条の四において同じ。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3　［同上］

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）

第一条の七　法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなつた外国債等の所有者（当該外国債等の発行者を除く。）が当該外国債等（同号に該当することとなつた

となつた日前から所有しているものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合とする。

（暗号資産又は電子決済手段の換算等）

第一条の九　［略］

2　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第二十七条において準用する法第二十六条の二に規定する内閣府令の定めるところによる。

（有価証券通知書）

第二条　［略］

2　［略］

3　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

4　［略］

日前から所有するものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合とする。

（暗号資産又は電子決済手段の換算等）

第一条の九　［同上］

2　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。

（有価証券通知書）

第二条　［同上］

2　［同上］

3　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

［一～三　同上］

4　［同上］

（代理人）

第四条　外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書（法第二十七条において外国債等の発行者について法第五条第八項の規定を準用する場合における同項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。）（これらの訂正に係る書類を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

［２・３　略］

（組込方式による有価証券届出書）

第六条の二　［略］

２　法第二十七条において準用する法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。

一　外国債等の発行者（法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国者報告書（法第二十七条において外国債等の発行者について法第二十四条第八項の規定を準用する場合における同項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）を提出した外国債等の発行者以外のものに限る。）　第三号様式又

（代理人）

第四条　外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書（法第二十七条において準用する法第五条第八項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。）（これらの訂正に係る書類を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

［２・３　同上］

（組込方式による有価証券届出書）

第六条の二　［同上］

２　法第二十七条において準用する法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。

一　外国債等の発行者（法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国者報告書（法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）を提出した外国債等の発行者以外のものに限る。）　第三号様式又は第四号様式により作成し、関東財務局長に提出した

は第四号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書	有価証券報告書
二　［略］	二　［同上］
3　［略］	3　［同上］
（外国者届出書の提出等）	（外国者届出書の提出等）
第六条の五　［略］	第六条の五　［同上］
2　法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。	2　法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式のうち、次の各号に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）	（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）
第八条の四　法第二十七条において準用する法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。	第八条の四　法第二十七条において準用する法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書	（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書

の特記事項）	の特記事項）
第十条の二　［略］	第十一条　［同上］
（発行価格等の公表の方法）	（発行価格等の公表の方法）
第十一条　［略］	第十一条の二　［同上］
（目論見書等における不確実性のある情報等）	［条を加える。］
第十一条の二　法第二十七条において準用する法第十七条第二項、第十八条第二項及び第二十一条第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第五項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）並びに法第二十七条において準用する法第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項（法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第五項、第二十四条の四及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）に規定する不確実性のある情報として内閣府令で定めるものは、目論見書及び縦覧書類（法第二十七条において準用する法第二十五条第一項に規定する縦覧書類をいい、同項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）に記載された事項のうち次のいずれかに該当する情報（経理の状況に関する情報を除く。以下「将来情報等」という。）とする。	
一　将来の事業活動の予測その他の将来の事象又は状況に関する情報であつて、当該目論見書の作成日又は当該縦覧書類の提出日時	

点においてその事象若しくは状況の発生の有無又は内容が確定していないもの

二　当該目論見書の作成日又は当該縦覧書類の提出日時点で入手可能な情報を基に合理的に見積もつた金額、数量その他の数値

三　子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。）以外の第三者から取得した情報

2　法第二十七条において準用する法第十七条第二項、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、将来情報等が記載された目論見書又は縦覧書類に次に掲げる事項が記載され、かつ、その内容が真実であること。

一　将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程（データ・プロバイダ（業界平均値その他の統計的な数値を発行者に提供する事業者をいう。以下この号において同じ。）から入手した情報を含む場合にあつては、その旨及び当該データ・プロバイダの名称を含む。）

二　将来情報等の適切性（前項第三号に掲げる情報にあつては、その入手経路の適切性を含む。）を検討し、かつ、評価するための発行者における手続（当該手続について責任を有する組織の名称又は個人の役職名及びその役割を含む。）

3　法第二十七条において準用する法第十七条第二項、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。 一　目論見書又は縦覧書類に記載された将来情報等と相違する事実が判明したとき。 二　目論見書又は縦覧書類に記載された将来情報等に比してより精度の高い情報を記載することができることとなつたとき。 4　第一項に規定する「経理の状況に関する情報」とは、外国債等の発行者に係る法第二十七条において準用する法第二十六条の二に規定する財務計算に関する書類として記載された情報及び当該情報の一部を抜粋し、又は要約して記載された情報とする。	
（発行登録書の添付書類） 第十一条の四　［略］ 2　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十一条の十第二項及び第十一条の十一第一項において同じ。）には、次に掲げる書類を添付することができる。 ［一～三　略］ 3　［略］	（発行登録書の添付書類） 第十一条の四　［同上］ 2　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十一条の十第二項及び第十一条の十一第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる書類を添付することができる。 ［一～三　同上］ 3　［同上］
（訂正発行登録書の提出事由等） 第十一条の五　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂	（訂正発行登録書の提出事由等） 第十一条の五　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂

正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

［一～四　略］

2　［略］

3　法第二十七条において準用する法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（発行登録通知書の記載内容等）

第十一条の十　［略］

2　発行登録通知書には、次に掲げる書類（第十一条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［一～三　略］

3　［略］

（適格機関投資家向け勧誘に係る告知の内容等）

第十一条の十三　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又

正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

［一～四　同上］

2　［同上］

3　法第二十七条において準用する法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

（発行登録通知書の記載内容等）

第十一条の十　［同上］

2　発行登録通知書には、次の各号に掲げる書類（第十一条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［一～三　同上］

3　［同上］

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十三　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又

は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

［一～四　略］

2　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が五億円未満となる場合とする。

（特定投資家等向け勧誘に係る告知の方法等）

第十一条の十三の二　［略］

2　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る外国債等が特定投資家等向け有価証券に該当し、

は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

［一～四　同上］

2　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十一条の十三の二　［同上］

2　［同上］

一　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該

又は該当することとなること。	当することとなること。
二の二　［略］	二の二　［同上］
三　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ(2)(i)若しくは(ii)又は令第一条の八の二第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ(2)に規定する条件が付されている場合には、その内容	三　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ(2)(i)若しくは(ii)又は令第一条の八の二第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ(2)に規定する条件が付されている場合には、その内容
四　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る外国債等の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。	四　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。
五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家等向け取得勧誘若しくは当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家等向け取得勧誘若しくは当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る外国債等について既に行われた特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）	五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）
六　［略］	六　［同上］
3　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	3　［同上］

一　当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等が特定投資家等向け有価証券に該当すること。

二　当該特定投資家等向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

三　［略］

四　当該特定投資家等向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等について既に行われた特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［略］

（少人数向け勧誘に係る告知の内容等）

第十一条の十四　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第六項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（同項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分

一　当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等が特定投資家向け有価証券に該当すること。

二　当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

三　［同上］

四　当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［同上］

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十四　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（同項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分

に応じ、当該各号に定める事項とする。

［一・二　略］

2　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が五億円未満となる場合とする。

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十三条　［略］

2　［略］

3　第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

4　［略］

5　前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国債等の発行者が毎会計年度等経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当

に応じ、当該各号に定める事項とする。

［一・二　同上］

2　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十三条　［同上］

2　［同上］

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　同上］

4　［同上］

5　前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国債等の発行者が毎会計年度等経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合に

該書面は提出しないことができる。

［一・二　略］

［6・7　略］

（外国者報告書の提出要件）

第十四条の二　法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国者（法第二十七条において読み替えて準用する法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国者をいう。次条から第十五条の五までにおいて同じ。）が外国者報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国者報告書の提出期限の承認の手続等）

第十四条の四　［略］

2　［略］

3　第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

［4～7　略］

第十七条の二　［略］

は、当該書面は提出しないことができる。

［一・二　同上］

［6・7　同上］

（外国者報告書の提出要件）

第十四条の二　法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国者（同項に規定する報告書提出外国者をいう。次条から第十五条の五までにおいて同じ。）が外国者報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国者報告書の提出期限の承認の手続等）

第十四条の四　［同上］

2　［同上］

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　同上］

［4～7　同上］

第十八条　［同上］

（通知書の公衆縦覧）

第十八条　外国債等に係る法二十七条において準用する法第二十五条の二第一項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の募集又は売出しのうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集又は売出し

二　募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集又は売出し

三　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集

四　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日

［条を加える。］

以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該売出し

五　同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上五億円未満となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

六　第一号又は第二号に掲げる募集又は売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

2　外国債等に係る法二十七条において準用する法第二十五条の二第一項に規定する通知書（第二条第二項各号又は第十一条の十第二項各号に掲げる書類を含む。）は、関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の二　［略］

2　［略］

3　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲

覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記載した書面を目論見書被提供者に交付し、又は当該情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

［四・五　略］

［4～6　略］

（法第二十三条の十三第二項又は第七項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の三　法第二十七条の三十の九第二項において外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第二項又は第七項の規定により交付しなければならない書面（以下この条において「対象書面」という。）について法第二十七条の三十の九第一項の規定を準用する場合における同項に規定する内閣府令で定める場合は、対象書面に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）が、第五項で定めるところにより、あらかじめ、記載事項の提供を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

一　［略］

二　文書被交付者から対象書面を交付するよう請求があるときはこれを交付する旨を文書被交付者に告知していること。

覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

［四・五　同上］

［4～6　同上］

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の三　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）が、第五項で定めるところにより、あらかじめ、記載事項の提供を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

一　［同上］

二　文書被交付者から法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求があるときはこれを交付する旨を文書被交付

2　法第二十七条の三十の九第二項において外国債等に係る対象書面について同条第一項の規定を準用する場合における同項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は対象書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は対象書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二　［略］ ［3～5　略］	付者に告知していること。 2　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二　［同上］ ［3～5　同上］

6　第一項第一号の規定による同意を得、又は同項第二号の規定による告知をした文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により対象書面を交付するよう請求があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が当該請求をした後に同項第一号の規定による同意をした場合は、この限りでない。	6　第一項第一号の規定による同意を得、又は同項第二号の規定による告知をした文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が当該請求をした後に第一項第一号の規定による同意をした場合は、この限りでない。
（外国債等の発行者の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任） 第十九条　令第三十九条第一項各号及び第四項各号に掲げる権限（外国債等に係るものに限る。）に係る同条第一項及び第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	（外国債等の発行者の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任） 第十九条　令第三十九条第二項各号及び第五項各号に掲げる権限（外国債等に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。
2　［略］	2　［同上］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【代理人の氏名又は名称】(3)

【住所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(4)

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(5)　名称

(所在地)

［第一部～第三部　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第11条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第11条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(43)　略］

(44)　経理の状況

ａ　［略］

ｂ　最近５年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあっては、最近２年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合にあっては、最近１年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近３年間の財務計算に関する書類であって、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

ｃ　［略］

［(45)～(47)　略］

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【代理人の氏名又は名称】(3)

【住所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(4)

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(5)　名称

(所在地)

［第一部～第三部　同左］

(記載上の注意)

(1)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

［加える。］

［(2)～(43)　同左］

(44)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　最近５年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあっては、最近２年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合にあっては、最近１年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近３年間の財務計算に関する書類であって、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

ｃ　［同左］

［(45)～(47)　同左］

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】
【代理人の氏名又は名称】
【住所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【住所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)

［第一部～第三部　略］

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

⑴　［略］

⑵　追完情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　最近会計年度等に係る有価証券報告書又は最近会計年度等の翌会計年度等に係る半期報告書に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第11条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

⑶　［略］

第二号の三様式

【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】
【代理人の氏名又は名称】
【住所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【住所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)

［第一部・第二部　略］

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　参照書類の補完情報

【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】
【代理人の氏名又は名称】
【住所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【住所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)

［第一部～第三部　同左］

(記載上の注意)

［同左］

⑴　「同左」

⑵　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

［加える。］

⑶　［同左］

第二号の三様式

【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】
【代理人の氏名又は名称】
【住所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【住所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)

［第一部・第二部　同左］

(記載上の注意)

［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

［a・b　略］

c　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国者報告書若しくは外国者半期報告書及びこれらの補足書類に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第11条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会計年度（又は事業年度）】	自　　年　月　日　至　　年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【事務連絡者氏名】(3)	
【住所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第１～第３　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［a～c　略］

d　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第11条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第11条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(23)　略］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第３項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会計年度（又は事業年度）】	自　　年　月　日　至　　年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【事務連絡者氏名】(3)	

［a・b　同左］

［加える。］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会計年度（又は事業年度）】	自　　年　月　日　至　　年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【事務連絡者氏名】(3)	
【住所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第１～第３　同左］

(記載上の注意)

(1)　［同左］

［a～c　同左］

［加える。］

［(2)～(23)　同左］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第３項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会計年度（又は事業年度）】	自　　年　月　日　至　　年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【事務連絡者氏名】(3)	

【住所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(4)　名称
(所在地)

［第１～第４　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第11条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第11条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(6)　略］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　自　年　月　日　至　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【事務連絡者氏名】(3)

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(4)　名称
(所在地)

［第１～第３　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は半期報告書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第11条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第11条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(10)　略］

【住所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(4)　名称
(所在地)

［第１～第４　同左］

(記載上の注意)

(1)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

［加える。］

［(2)～(6)　同左］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　自　年　月　日　至　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【事務連絡者氏名】(3)

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(4)　名称
(所在地)

［第１～第３　同左］

(記載上の注意)

(1)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

［加える。］

［(2)～(10)　同左］

第六号様式

【表紙】

【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】(1)	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【住所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【住所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	
【発行予定期間】(3)	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(4)	
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

(記載上の注意)

［(1)～(7)　略］

(8)　参照書類の補完情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国者報告書若しくは外国者半期報告書及びこれらの補足書類に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第11条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

第九号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】	
【代理人の氏名又は名称】	
【住所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【住所】	

第六号様式

【表紙】

【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】(1)	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【住所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【住所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	
【発行予定期間】(3)	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(4)	
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

(記載上の注意)

［(1)～(7)　同左］

(8)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

［加える。］

第九号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者の名称】	
【代表者の役職氏名】	
【代理人の氏名又は名称】	
【住所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【住所】	

【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【今回の募集（売出）金額】(1)
【発行登録書の内容】(2)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(3)
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）
【縦覧に供する場所】(4)　名称　（所在地）

［第一部・第二部　略］
(記載上の注意)
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものにつ

【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【今回の募集（売出）金額】(1)
【発行登録書の内容】(2)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(3)
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）
【縦覧に供する場所】(4)　名称　（所在地）

［第一部・第二部　同左］
(記載上の注意)
［同左］

いては、当該事項の記載を省略することができる。 ［(1)～(6)　略］ (7)　参照書類の補完情報 ［a・b　略］ c　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国者報告書若しくは外国者半期報告書及びこれらの補足書類に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第11条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。	［(1)～(6)　同左］ (7)　［同左］ ［a・b　同左］ ［加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	